

⑨ 障害者保健福祉

障害福祉サービスに係る自立支援給付

概要 障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系（平成18年10月から施行）

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの	
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うもの	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うもの	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの	
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの	
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの	訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの	
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの	
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うもの	

※従来の身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等については、平成24年3月までの経過措置期間中に新体系のサービスに移行することとされている。

日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択可能。
事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供される。

●見直し後

日中活動の場 以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護（医療型）※
生活介護（福祉型）
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（A型・B型）
地域活動支援センター（地域生活支援事業）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

住まいの場

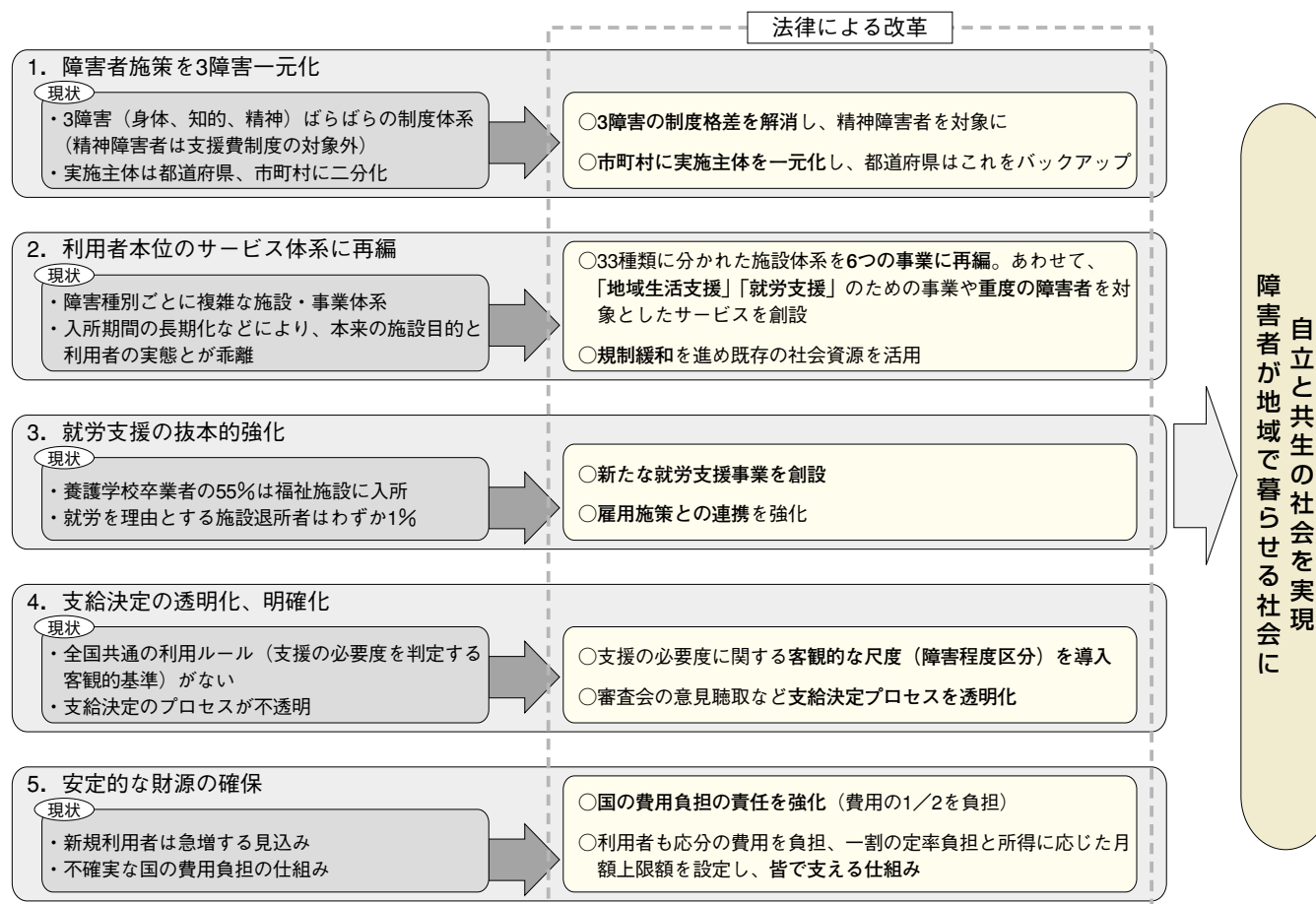
障害者支援施設の施設入所支援
又は
居住支援 （ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能）



地域生活支援事業と個別給付

	地域生活支援事業	個別給付
性 格	地域の実情や利用者の状況に応じて、自治体が柔軟な形態で実施することが可能な事業	介護、就労訓練といった個別の明確なニーズに対応した給付
費用の流れ	自治体の実施（自治体は自ら事業を実施、又は事業者に事業を委託等により実施）	利用者本人に対する給付（実際には、事業者が給付費を代理受領）
利用者	実施主体の裁量	障害程度区分認定（介護給付は18歳以上のみ必要、訓練等給付は必要なし）、支給決定が必要
利用料	実施主体の裁量	定率負担（低所得者に対する軽減措置有り）
事業実施にあたっての基準	実施主体の裁量（一部運営基準有り：地域活動支援センター、福祉ホーム）	指定基準（人員、設備及び運営に関する基準）等有り
財 源	補助金（一部交付税措置有り） （補助割合：国1／2以内、県・市1／4以内）	負担金 （負担割合：国1／2、県・市1／4）

「障害者自立支援法」のポイント



障害者の手帳制度

	発行件数（千）	根拠規定	発行責任者	交付申請窓口
身体障害者手帳	4,946	身体障害者福祉法第15条	都道府県知事、指定都市市長、中核市市長	居住地を管轄する福祉事務所長（福祉事務所を設置しない町村の場合は町村長。）
療育手帳	757	療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）	都道府県知事、指定都市市長	居住地を管轄する福祉事務所長（福祉事務所を設置しない町村の場合は町村長。）
精神障害者保健福祉手帳	443 （年度末交付者数から有効期限切れのものを除いた数）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条	都道府県知事、指定都市市長	居住地を管轄する市町村長

資料：発行件数については、身体障害者手帳及び療育手帳は、「平成19年度社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、精神障害者保健福祉手帳は「平成19年度保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」によること。

詳細データ

障害者数（推計）

（単位：万人）

		総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者 資料1		366.3	357.6	8.7
	身体障害児 （18歳未満）	9.8	9.3	0.5
	身体障害者 （18歳以上）	356.4	348.3	8.1
知的障害児・者 資料2		54.7	41.9	12.8
	知的障害児 （18歳未満）	12.5	11.7	0.8
	知的障害者 （18歳以上）	41.0	29.0	12.0
	年齢不詳	1.2	1.2	0.0
精神障害者 資料3		302.8	267.5	35.3

- 資料：1. 在宅者：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「身体障害児・者実態調査」（平成18年）
施設入所者：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」（平成18年）をもとに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成。
2. 在宅者：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「知的障害児（者）基礎調査」（平成17年）
施設入所者：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」（平成17年）をもとに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成。
3. 厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」（平成17年）をもとに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成。
- （注）1. 身体障害児・者の施設入所者とは、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、身体障害者更生援護施設、その他の施設に入所している身体障害児・者である。（高齢者関係施設は除く。）
2. 知的障害児・者の施設入所者とは、知的障害児施設、自閉症児施設、重症心身障害児施設、国立療養所（重症心身障害児病棟）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設の各施設に入所している知的障害児・者である。
3. 精神障害者の施設入所とは、精神科病院に入院している患者である。